

## 上三川町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

令和5年10月1日から、改正された「道路運送法（以下、法）」が施行され、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通活性化協議会ではなく、法第9条第4項で規定する協議会において協議することになりました。（法第9条第4項、第5項）

このため、今後の運賃変更の協議に備え、要綱を一部改正し、新たに「運賃協議分科会」を設置するものです。

これまで

**【地域公共交通活性化協議会において協議】**

旧

⇒協議が調えば運賃を届出

**道路運送法 第9条第4項 概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

**【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】**

※パブリックコメント募集、広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者等へのヒアリング等のいずれかを想定

新

**道路運送法 第9条第5項 概要**

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

**【運賃協議分科会において協議】**

新

⇒協議が調えば運賃を届出

**道路運送法 第9条第4項 概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者